

内部通報（ヘルpline）規程

一般社団法人

ななお・なかのと就労支援センター

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人ななお・なかのと就労支援センター（以下「当法人」という。）の業務における不正行為、法令違反、ハラスメントその他の不適切な行為を早期に発見し、是正するための内部通報制度（ヘルpline）を設け、適正な業務運営と社会的信頼の確保を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当法人の役員、職員、嘱託・パート職員、派遣社員、ボランティア、委託先スタッフその他当法人の業務に従事するすべての者に適用する。

第3条（通報対象事案）

通報の対象となる事案は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 法令、定款、各種規程の違反行為
- (2) 不正な会計処理、資金の不適切な使用
- (3) ハラスメント行為（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等）
- (4) 利益相反に関する不適切な行為
- (5) 個人情報・機密情報の不適切な取り扱い
- (6) 当法人の健全な運営を損なうおそれのある行為
- (7) その他、倫理規程に反する行為

第4条（通報窓口）

通報窓口として、以下のヘルplineを設置する。

- (1) 内部窓口：コンプライアンス担当（代表理事、センター長、事業管理者）
- (2) 外部窓口：弁護士等の外部専門家（必要に応じて設置）

通報は、電子メール、書面、口頭その他適切な方法により行うことができる。

第5条（通報者の保護）

通報を行った者は、通報を理由として不利益な取り扱いを受けない。

通報者の氏名その他の個人情報は、正当な理由なく第三者に開示しない。

通報内容に関する秘密は厳格に保持する。

第6条（調査）

通報を受けた場合、当法人は速やかに事実関係の調査を行う。

調査は、公正かつ客観的な方法により実施する。

調査の過程で得られた情報は、調査以外の目的に使用しない。

第7条（是正措置）

調査の結果、不正行為等が認められた場合は、速やかに是正措置を講じ、再発防止策を実施する。

第8条（通報者への通知）

調査結果および是正措置の概要について、可能な範囲で通報者に通知する。

第9条（通報の悪用禁止）

虚偽の通報や、他者を陥れる目的での通報を行ってはならない。

第10条（規程の見直し）

本規程は、必要に応じて見直しを行い、適切な内部通報体制の維持に努める。

（付則）

この規定は、令和7年4月1日から施行する